

## 共同生活援助の報酬の引き上げについて

共同生活援助事業所は、障害者が、家庭的な雰囲気の下、地域との交流を図りながら生活する居住の場であり、障害者が障害者支援施設や精神科病院等から退所等をした後に地域で生活する場合や、障害児入所施設に入所をしている障害児が18歳を迎えた後に、地域で生活するための重要な社会資源の役割も担っている。

共同生活援助事業所では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行っている。そして、そのサービスを提供した際の報酬の額については、厚生労働省告示に定められた基準により算定することとなっている。

共同生活援助の報酬は、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定により、基本報酬や加算が見直されたところである。しかし、医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者等の重度障害者及び高齢障害者には、利用者1人に対し1人の支援員の配置とするなど、指定基準上の人員より手厚い支援が必要となる場合があり、人員配置において、重度障害者等を受け入れる共同生活援助事業所が、重度障害者等に対し、必要かつ十分な支援を行うことができる適切な報酬とはなっていない。

また、入院・外泊時や日中支援に対する報酬は加算としての取扱いであり、必要な職員を雇用するには十分な報酬設定とは言い難い。

このような現状を踏まえ、共同生活援助事業所が安定して事業を継続でき、障害者が安心して地域で生活するための場を確保するため、次の事項を要望する。

- 1 医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者等の重度障害者及び高齢障害者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、適切な人員配置が可能となる報酬とすること。
- 2 障害者が入院や外泊をした際の報酬や、日中の時間帯に障害者に支援を行う日中支援に対する報酬のあり方を見直し、必要な職員の雇用が可能となる十分な報酬とすること。

平成29年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	加	山	俊	夫
	埼玉県知事	上	田	清	司
	千葉県知事	森	田	健	作
	東京都知事	小	池	百合	子
	神奈川県知事	黒	岩	祐	治
	横浜市長	林		文	子
	川崎市長	福	田	紀	彦
	千葉市長	熊	谷	俊	人
	さいたま市長	清	水	勇	人